

# 環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課  
清水行政局 建設環境室  
522111

〜ごみ分別すれば資源〜

## 粗大ごみの特別収集

不用になった家庭用電化製品や自転車などの粗大ごみ収集を、次の日程で実施します。集める場所については別途回覧をご覧ください。

指定された日時や場所を守り、区役員の指示に従って粗大ごみを出してください。

### ●吉備地域

御霊地区 5月23日(月)  
田殿地区 5月25日(水)  
藤並地区 5月27日(金)

### ●金屋地域

石垣・生石地区 5月30日(月)  
鳥屋城・岩倉地区 6月1日(水)  
五西月地区 6月3日(金)

※清水地域は10月頃に実施する予定です。

### ●時間

7時〜9時(全地区)

## 環境衛生課からお願い

- 小さな家電(30cm×15cm×40cm以下)は、役場各庁舎などに設置している「小型家電回収ボックス」へ!
- 町指定ゴミ袋へ入るものは、分別してごみ集積所へ!

## ● 出してもよいもの

マッサージ機、ベビーカー、楽器類、スポーツ用品、健康器具、自転車、イス、テーブル、ベッド、ガスコンロ、石油ファンヒーター、電気こたつ、音響機器、照明器具、幼児用大型玩具、家電リサイクル4品目以外の家電製品など

※一般家庭から排出されるもので、出してはいけないものに該当するものを除く

## × 出してはいけないもの

### ● 大きすぎるもの

一辺2mを超えるもの・縦横高さの合計が3mを超えるもの

### ● 営業用・事業用の物品

農林業関連資材(ホース・タンク・噴霧器など)・パレットなど

### ● 自動車・自動二輪車およびその部品

タイヤ・ホイール・バッテリー・スポイラーなど

### ● 家電リサイクル法指定4品目

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)・冷蔵庫(含冷凍庫)・洗濯機(含衣類乾燥機)・エアコン(含室外機)

### ● PCリサイクルマーク付きパソコン

危険なもの・専門業者でないと処理できないもの

消火器・ガスボンベ・草刈り機・エンジン類・ワイヤー・ガレキ類・塩ビ管・針金・ネット・網・石膏ボード・建築廃材・ブロックなど

## 再生可能エネルギー補助制度

太陽光発電設備補助制度と太陽熱利用設備補助制度をご利用ください。この補助制度は、地球温暖化対策の一施策として実施しています。

補助制度を利用される場合は、着工前に申請が必要です。補助対象になるには条件がありますので、吉備庁舎環境衛生課もしくは清水行政局

建設環境室までお問い合わせください。また補助制度を利用された方は設置後、簡単な調査書や報告書を提出していただきます。

### ● 太陽光発電設備補助制度

住宅用太陽光発電設備(10kw未満)を新設する方に補助します。  
・対象者/太陽光発電設備を設置しようとする方で、本年度中に、着工および電力会社と電力需給契約を結ぶことができ、完成時に町内に住所を有している方。  
・補助額/最大出力1kwあたり4万円、限度額12万円(モジュール出力で計算)。

### ● 太陽熱温水器等導入補助制度

太陽熱利用機器(ソーラー温水器等)を導入しようとする方に補助します。  
・対象者/町内に太陽熱利用機器を設置しようとする方で、今年度中に着工、完成できる個人または事業者。  
・補助額/導入しようとする機器費用の3分の1以内、限度額10万円(ただし貯湯槽を屋上に設置するタイプは一律7万円)。  
・対象システム/太陽熱を給湯または空調などに利用する設備で、未使用品に限ります。サンルーム、ビニールハウスなどは除きます。